

桜丘二丁目都営住宅周辺街づくり協定

(目的)

第1条 この協定は、第7条に定める区域内において、建築物及びその敷地（以下「建築物等」という。）に関する事項その他の事項を協定し、快適で潤いのある住環境および商店街の形成をめざす。

(名称)

第2条 この協定は、桜丘二丁目都営住宅周辺街づくり協定（以下「協定」という。）と称する。

(協定の締結)

第3条 1. この協定は世田谷区街づくり条例に基づいて登録する区民街づくり協定として締結されるものである。

2. この協定は、第7条に定める区域内の土地所有者及び借地権者（以下「土地所有権者等」という。）の合意により締結する。（以下協定を締結した者を「協定者」という。）

(協定の継承等)

第4条 1. この協定の効力は、協定が締結された日（以下「基準日」という。）以降に新たに第7条に定める区域内に土地又は建物を所有するに至った者（以下「継承者」という。）にも及ぶものとする。

2. 協定者は第7条に定める区域内に所有する全ての土地又は建物の所有権を失った場合は、協定者の資格を失うものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定にかかる区域及び建築物等に関する事項その他の事項を変更しようとするときは、協定者及び継承者の合意によらなければならない。

(協定の指導)

第6条 この協定区域内において、建築物等の新築、増改築、改修が行なわれる場合は、この協定に基づく内容について第12条に定める協定運営委員会は、指導を行なうことができる。

(協定区域)

第7条 この協定の区域は、別図に示すとおりとする。（別図参照）

(建築物等の整備に関する事項・その他の事項)

第8条 協定区域内において、建築物の新築、増改築、改修を行なう場合等においては、次の各号に定める内容とし、快適で潤いのある住環境および商店街の形成をめざし、環境の改善や工夫に努めるものとする。

ただし、第12条に定める協定運営委員会がやむを得ないと認めたものはこの限りでない。

(敷地面積)

① 敷地面積の最低限度を80㎡とする。ただし、近隣商業地域内の敷地及び基準日に80㎡未満である敷地はこの限りでない。

(壁面の後退について)

② 主要プロムナード沿いの道路中心から壁面を3m以上後退させる。（ただし、商店は1階部分のみ）

③ サブプロムナード沿いの道路中心から壁面を2.5m以上後退させる。（ただし、商店は1階部分のみ）

④ 隣地境界から壁面を70cm以上後退させる。ただし、近隣商業地域内の敷地は除く。

(共同住宅について)

⑤ 共同住宅を建てる時は、必要な自転車置き場を設置する。

⑥ 世田谷清掃事務所と協議の上必要なゴミ置き場を設置する。

⑦ 建物の宅地周りの空地の確保や緑化に努め、その形態、意匠について周辺の建物との調和をはかる。

⑧ 必要に応じてできるだけ駐車場を確保する。

⑨ 建物所有者又は管理人が現地に住んでいない場合は、その連絡先を明記した看板をつける。

(看板・広告等について)

⑩ 建築設備(クーラー・屋外階段等)・看板・広告・自動販売機については、周辺の街なみと調和するようその位置などを配慮して設置する。

⑪ 道路の面して塀を設ける場合は、ブロック塀等の閉鎖的な構造は避ける。ただし、高さが1m以下の部分についてはこの限りではない。

⑫ 住宅廻りの敷地、特に道路沿いには植栽スペースの確保、プランターの設置等により緑を守りふやす。

⑬ 家屋に付属した駐車場以外の駐車場については、敷地廻りの緑化などに努め、周辺の街なみを壊さないよう配慮する。

(地区施設及び建築物等の維持管理に関する事項)

第9条 清掃等の日常の維持管理について次の各号に定める内容を守る。

① 住宅や住宅廻りの環境については、良好な住環境が保たれるよう清掃や補修など住環境の維持管理に努める。

② 地区内に整備された広場や道路の日常の維持管理について区に協力する。

(建築物の新築及び変更の届出)

第10条 基準日の翌日以降に土地の所有者等が建築物の新築、増改築、改修をしようとするときは、その内容を第12条に定める協定運営委員会に届け出るものとする。

(協定の有効期間)

第11条 1. 協定の有効期間は、基準日から10年とする。

2. 前項の期間の満了前に協定者及び継承者の過半数が継続することに意義申し入れが無い場合には、当該期間満了の翌日から起算して更に10年間、同一条件により、この協定は更新されるものとする。

(協定運営委員会)

第12条 1. 協定の運営に関する事務を処理するため、区域内において協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2. 委員会は、協定者及び継承者の互選によって選出された委員若干名をもって組織する。

3. 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

4. 委員は、再任されることができる。

第13条 1. 委員会に次の役員を置く。なお、会計は現在必要ないので、当面置かないこととする。

委員長 1名 副委員長 1名

2. 委員長は委員の互選により選出する。委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

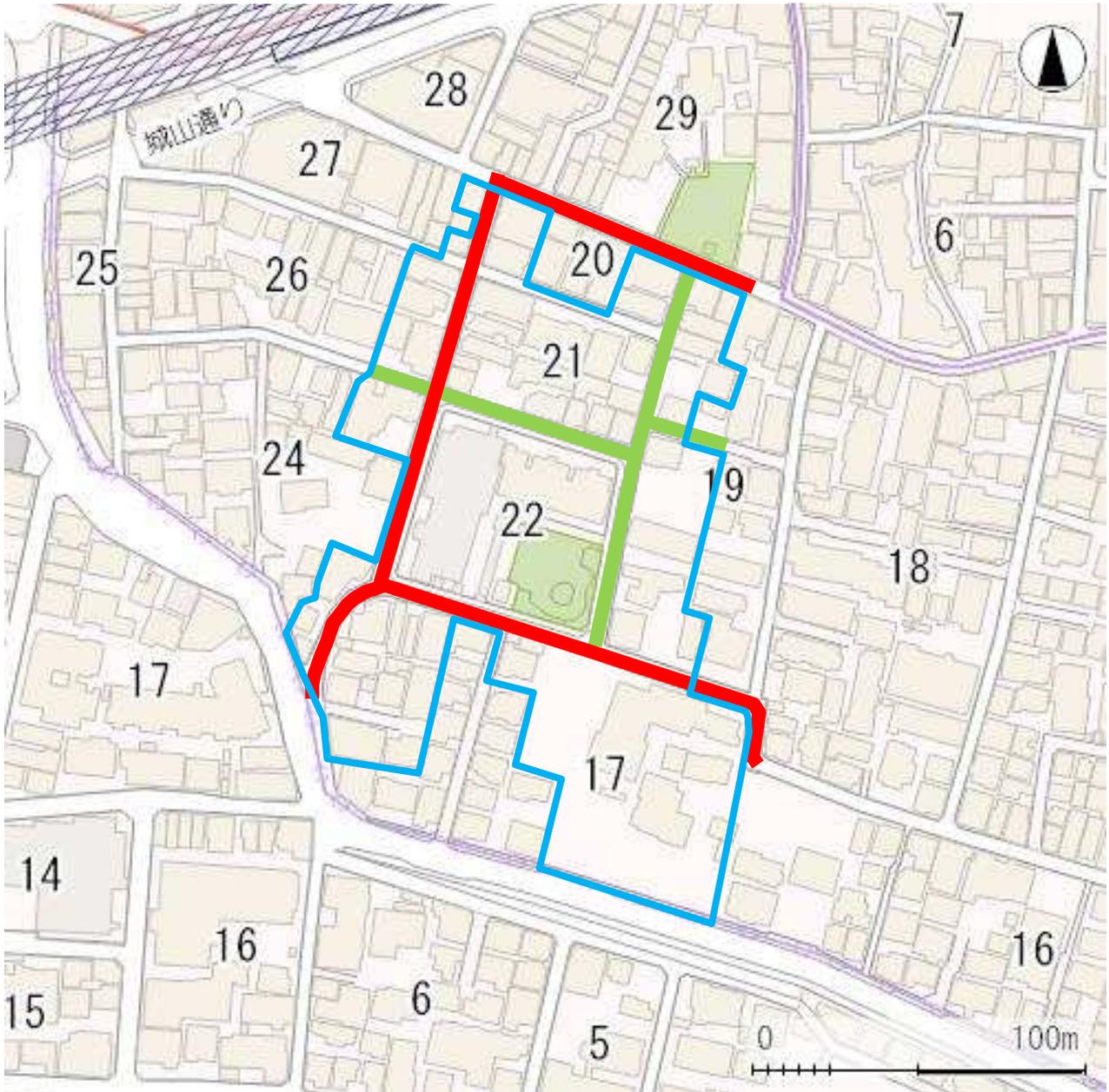
3. 副委員長、会計は、委員の中から委員長が委嘱する。

4. 副委員長は、委員長に事故あるときはこれを代理する。

(補則)

第14条 この協定に定めるもののほか、委員会の運営、組織、委員に関し必要な事項は別に定める。

桜丘二丁目都営住宅周辺街づくり協定区域



地図の著作権：世田谷区

凡例

-  主要プロムナード (6 m)
-  サブプロムナード (5 m)
-  協定区域